

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

福岡県

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1 現況

本県は、温暖な気候で、筑後川、遠賀川、矢部川をはじめとする河川沿いに広がる肥沃な平野から、筑紫山地、筑肥山地、耳納山地等の山地まで変化に富む地形を有し、これらの豊かな自然環境を活かして、多様な農業が展開されている。

また、本県の農業は先人たちの優れた技術とたゆみない努力により、今日まで県民生活に欠くことのできない食料を供給するのみならず、水源のかん養や県土の保全等、県民に図り知れない恵みをもたらしており、本県にとって重要な産業である。

しかしながら、本県の農業は、急速に進む担い手の減少、高齢化や国際化の進展、食生活の多様化、さらに自然災害の発生の増加といった農業及び農村をめぐる状況の変化によりその持続的な発展の基礎が揺らいでいる。

このような事態を克服するためには、競争力のある本県農業を確立することはもとより、農業及び農村が果たす役割と意義に思いを致し、都市と農村が共生しつつ持続的に発展していくことが重要である。

2 目標

本県においては農業の有する多面的機能の維持、発揮を図るため、農業者と地域住民や関係団体等地域ぐるみの共同活動として行われる、泥上げ、草刈等の取組を組織的、計画的に行うため、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、農業生産活動を継続的に実施するため、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進する。

あわせて、有機農業や化学肥料・化学合成農薬の県慣行レベルから5割低減の取組に加え生物多様性保全、地球温暖化防止等に資する営農活動を行うことにより、自然環境の保全に資するため、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進する。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。

- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定する。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うことができる。

第3 促進計画の作成に関する事項

- 1 促進計画の区域について
促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定する。
- 2 促進計画の目標について
必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも今後5年程度を見通した目標として設定する。
- 3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について
法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載する。
- 4 重点区域の区域
重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定する。
- 5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項
市町村の判断により必要と認められる事項を記載する。

第4 其他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 第三者機関設置、運営

多面的機能発揮促進事業の毎年度の実施状況の点検、対象農業者団体等の取組の評価等を行うため、第三者機関を設置、運営する。

2 地域の推進体制

多面的機能発揮促進事業の取組の推進にあたっては、福岡県、市町村、農業者団体等多様な主体が参画し、関係者間の緊密な連携のもと適切な支援を行う。